

大阪市立大学と一般財団法人大阪市文化財協会の包括連携に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、大阪市立大学と一般財団法人大阪市文化財協会（以下「両者」という。）が、教育、研究、社会貢献の分野で知的・人的資源の交流や歴史・文化資源の活用など包括的連携事業を相互に協力して実施することにより、活力ある地域社会の創造、人材育成及び学術文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(連携項目)

第2条 本協定による連携項目は次のとおりとする。

- (1) 共同の研究・調査に関すること
- (2) 学生支援に関すること
- (3) 社会貢献に関すること
- (4) その他、両者が必要と認めること

(連絡調整窓口)

第3条 前条に定める項目を円滑かつ効果的に進めるために、両者に連絡調整の窓口を設置する。

(経費)

第4条 第2条に定める項目の実施に要する経費は、原則として、両者の協議により決定する。

(期間)

第5条 本協定期間は、1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、両者のいずれからも協定の終了又は見直し等の申し出がない場合には、さらに1年間更新するものとし、以後も同様の取扱いとする。

(その他)

第6条 この協定書に定めるもののほか、連携項目の細目その他必要な事項については、両者が別途協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、署名の上、各々一通を保有する。

平成31年4月1日

大阪市立大学

学長 荒川 哲男

一般財団法人 大阪市文化財協会

理事長 櫻川 義郎